

地域企業デジタル活用支援事業

よくあるお問い合わせ（7/3時点）

【補助対象者】

- Q 1 誰がこの支援金を受け取れるのですか？
- Q 2 オープン前の事業者でも、補助対象となりますか。
- Q 3 一般財団法人、社会福祉法人や各種組合、複数の者で作った団体（任意団体）などは補助対象者として認められますか。
- Q 4 県外に本社を置き、県内に支店がある事業者は対象となりますか。
- Q 5 一人で法人代表者や個人事業主として、複数の事業体を経営しています。それぞれで申請することは可能ですか？
- Q 6 地域産業向上のためのデジタル等を活用した新たな創意工夫による事業展開とはどのような事業を想定しているのか。
- Q 7 コロナ禍でダメージを受けた地域とはどこを指すのか。
- Q 8 補助金名が「デジタル活用」となっているが、デジタル技術を活用しない事業は対象とならないのか。
- Q 9 新たな創意工夫による事業展開とはどのようなことを指しているのか。

【補助対象事業の要件】

- Q 10 事業実施期間内にすべての事業手続きが完了しなかった場合はどうなるのか。
- Q 11 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。
- Q 12 インターネットが使いません。申請のための書類の入手や申請はどうすればよいか。
- Q 13 申請手続きはどのように行うのですか？
- Q 14 申請受付はいつまでですか？

【補助対象経費】

- Q 15 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。
- Q 16 複数者からの見積りは必須ですか。
- Q 17 「据付け」内にある、軽微なものとは何か、またその基準はありますか。
- Q 18 対象経費の「クラウドサービス利用費」について事業開始にあたり PC・スマホ等のレンタル契約費用は対象となりますか。

- Q19 新たな事業展開のための販促費用について対象となるものならびに対象外となるものは何ですか。
- Q20 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。
- Q21 保証料（購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合）は対象となりますか。
- Q22 パソコンのリース費用は対象となりますか。
- Q23 空気清浄機機能付きエアコンの購入は助成の対象となりますか。
- Q24 企業内の食堂（社員食堂）において、従業員の感染防止の視点から設備の整備をする場合は、助成の対象となりますか。
- Q25 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象になりますか。
- Q26 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。
- Q27 新商品開発は新型コロナウイルス感染症対策のものである必要がありますか、また自社にとっての新商品であればよいですか。

【事前着手のための承認申請・承認の結果通知】

- Q28 事前着手が承認された場合、4月7日以降に実施した事業が対象とのことですが、4月6日に購入費用を支払った備品を4月7日以降に事業で活用する場合、この備品の購入費用は補助対象になりますか。
- Q29 4月7日以降に実施し、6月11日（木）（申請受付開始日）までに、支払い済みの経費は補助対象経費となりますか。
- Q30 事前着手のための承認申請書は補助金交付申請書や事業計画書と同時に提出しても構わないのでしょうか。
- Q31 事前着手が承認されたが事業が不採択だった場合、どうなるのでしょうか。
- Q32 事前着手が承認されなかった場合、交付決定前の経費はどうなるのでしょうか。

【補助事業者の義務】

- Q33 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。
- Q34 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。

【応募申請にかかる留意点】

- Q35 申請に必要な書類に記入漏れがあった場合、どうなるのでしょうか。

Q36 事業計画書の具体的取組内容が10ページを超えてしまった場合、どうなるのでしょうか。

【申請書類】

Q37 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか。

Q38 補助金交付申請書・誓約書は押印が必要ですか。

Q39 本社の現住所と登記上の住所が異なる場合、どちらを記入すればよいでしょうか。

【添付書類】

Q40 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りえますか？

Q41 事業継続計画（BCP）の策定事業者として対象が挙げられているが、そのいずれにも該当しないが、事業継続計画は策定している場合は加点の対象とならないのでしょうか。

【その他】

Q42 概算払いが認められる場合はありますか。

【補助対象者】

Q 1 誰がこの支援金を受け取れるのですか？

県内に事業所を有する中小企業者（個人事業主を含む）に限ります。

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字のいずれかを満たす会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数 (常勤)
①製造業、建設業、運輸業、 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円 以下	100人以下
④小売業	5,000万円 以下	50人以下

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は、含まれません。

ただし、次の（1）～（5）のいずれかに該当する者は、大企業とみなして補助対象者から除きます。（みなし大企業）

- （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- （4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （5）（1）～（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※1 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します（以下を除く）。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※2 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

Q 2 オープン前でも補助対象となりますか。

事業計画書の申請以前に開業届又は法人設立届を税務署に提出していた場合（新型コロナウイルスの影響でオープン延期を余儀なくされた場合）に限り補助対象とします。

Q 3 一般財団法人、社会福祉法人や各種組合、複数の者で作った団体(任意団体)などは補助対象者として認められますか。

今回の補助金は中小企業基本法に規定される中小企業者又は小規模企業者(個人事業主、フリーランスを含む)を対象としているため、対象となりません。

(中小企業基本法における中小企業者等に該当するか否かは、中小企業庁のホームページFAQ「https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm」参照)

Q 4 県外に本社を置き、県内に支店がある事業者は対象となりますか。

県内の事務所・事業所が実施する取組みが補助対象となります。

Q 5 一人で法人代表者や個人事業主として、複数の事業体を経営しています。それぞれで申請することは可能ですか？

別の法人や事業主となる場合は、それぞれ申請いただくことは可能です。

【対象事業】

Q 6 地域産業向上のためのデジタル等を活用した新たな創意工夫による事業展開とはどのような事業を想定しているのか。

公募要領のP5にあるとおり、以下の取組みを想定しています。

- ①新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した新たなビジネスモデルの構築
 - ・デジタル技術を活用した新たなサービスの提供
 - ・データを活用した、IoT・AI・ロボットによるものづくり力の向上
 - ・サプライチェーンの強化対策
- ②テレワークシステムの導入
 - ・UTM等を活用した新たなシステムの導入 等
- ③「ひょうごスタイル」における医療健康や社会課題の解決を担う先駆的技術・製品開発等
 - ・イベント参加者追跡・通知アプリ開発 等

Q 7 コロナ禍でダメージを受けた地域とはどこを指すのか。

特定の地域を指して「コロナ禍でダメージを受けた地域」と表記している訳ではありません。程度の差はあれど、兵庫県内全域で影響を受けていると考えています。

Q 8 補助金名が「デジタル活用」となっているが、デジタル技術を活用しない事業は対象とならないのか。

原則はデジタル技術等を活用した事業を想定しているが、要領に記載されている事業の目的に合致し、「①新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した新たなビジネスモデルの構築」、「②テレワークシステムの導入」、「③「ひょうごスタイル」における医療健康や社会課題の解決を担う先駆的技術・製品開発等」のいずれかの区分に該当するのであれば、対象となる可能性もある。

聞き取りでは可否についてお答え出来かねるため、上記の条件に合致するとお考えであればご応募いただきたい。

Q9 新たな創意工夫による事業展開とはどのようなことを指しているのか。

事業を行う企業にとっての新しい事業という意味ではなく、地域の同業他者に先んじて創意工夫を取り入れた事業で、取組みにより同業他者の模範となり、業界全体に経済的回復波及効果を及ぼすような事業を対象としている。小さな創意工夫でも構いませんが、審査時には創意工夫の内容等により優劣が付きまします。

【補助対象事業の要件】

Q10 事業実施期間内にすべての事業手続きが完了しなかった場合はどうなるのか。

原則、事業実施期間の延長はありません。交付決定の取り消し等の対応となる場合もありますので、必ず事業実施期間内にすべての手続きが完了するよう努めてください。

Q11 同じ事業について、国や県の他の補助金を活用している事業は申請できますか。

この補助金は、国や県等の他の補助金も活用し、補助金の二重交付となる場合は活用できません。また、同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件や他の中小企業・小規模事業と同一もしくは極めて類似した内容の案件についても重複案件として対象外となります。

【応募手続き等】

Q12 インターネットが使えません。申請のための書類の入手や申請はどうすればよいか。

申請を行う場所が山間部や島しょ地域等で、パソコンやインターネットを使用できるインフラが整備されていない等、自社での解決が難しい特別な事情があると事務局が認めた場合は、書面による申請を受付けます。この場合、申請のための書類につきましては、郵送等に対応させていただきますので、送付先をご指定ください。

Q13 申請手続きはどのように行うのですか？

原則電子メールにてデータ（申請書と添付書類）を提出してください。ただし、申請を行う場所が山間部や島しょ地域等で、パソコンやインターネットを使用できるインフラが整備されていない等、自社での解決が難しい特別な事情があると事務局が認めた場合は、書面による申請を受付けます。

Q14 申請受付はいつまでですか？

受付は令和2年6月11日（木）から7月31日（金）17時までの予定です。郵送の場合は令和2年7月31日（金）の消印有効です。

【補助対象経費】

Q15 補助対象経費や補助金申請額は必ず税抜でなければなりませんか。

必ず「消費税及び地方消費税額」を除いた税抜額で記載してください。

※ 補助金については、事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に補助事業における仕入に課される「消費税及び地方消費税額」について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。この場合、実質的に補助金の二重

交付となるため、この補助事業では、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む補助事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を補助対象外経費として扱うこととします。

Q16 複数者からの見積りは必須ですか。

発注（委託）先の選定にあたっては、金額の多寡にかかわらず、1件の発注（委託）ごとに、見積り徴取を行ってください。この場合、経済性の観点から、原則として、複数者から見積りを徴取してください。ただし、発注する事業内容の性質上、複数者からの見積りが困難な場合、該当する事業者1社から見積り聴取を行い契約先とすることができます。この場合、その理由を明記した書類（任意様式）の提出が必要です。

Q17 「据付け」内にある、軽微なものとは何か、またその基準はありますか。

購入した機械・装置の設置と一体であると捉えられるもので、設置場所の整備工事や基礎工事を伴わないものです。

Q18 対象経費の「クラウドサービス利用費」について事業開始にあたりPC・スマホ等のレンタル契約費用は対象となりますか。

汎用性があり、目的外使用になり得るパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどは対象外となります。（ただし、専ら補助事業のために使用される専用端末としてシステムに組み込まれているもの等は除きます。）

Q19 新たな事業展開のための販促費用について対象となるものならびに対象外となるものは何ですか。

ホームページの作成など販売促進に係る費用については対象外となります。

Q20 机や棚、食器などの備品も対象となりますか。

新型コロナウイルス感染拡大の予防など補助事業の実施に必要と認められるものに限り対象となります。ただし、対象外となるものもありますので、公募要領P7～P12をご確認ください。

Q21 保証料（購入店舗で追加料金を支払い保証期間の延長をする場合）は対象となりますか。

保証料は対象となりません。

Q22 パソコンのリース費用は対象となりますか。

汎用性があり、目的外使用になり得るパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどは対象外となります。（ただし、専ら補助事業のために使用される専用端末としてシステムに組み込まれているもの等は除きます。）

Q23 空気清浄機機能付きエアコンの購入は助成の対象となりますか。

汎用性の高い生活家電等の購入については対象となりません。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の予防のための換気システムの導入など、補助事業の実施に必要と認められるものに限り対象となります。

Q24 企業内の食堂（社員食堂）において、従業員の感染防止の視点から設備の整備をする場合は、助成の対象となりますか。

新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した新たなビジネスモデルの構築については、対外的なサービスを想定しているため、対象外となります。

Q25 補助対象外経費に人件費とありますが、事業の実施にあたって臨時雇用した場合の人件費は対象になりますか。

事業の実施に必要な臨時雇用に係る人件費は対象となります。経費区分上は運搬等経費として整理してください。常時雇用される場合は対象となりません。

Q26 人材派遣に係る紹介手数料や、事業実施のための専門家への相談料やコンサルタント費用等は対象となりますか。

本事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費については、審査のうえ対象とします。ただし、人材派遣に係る紹介手数料については対象となりません。また、募集要領 P12 にもあるとおり、税務申告書、決算書等作成のために税理士・公認会計士等に払う費用や訴訟等のための弁護士費用、補助金交付申請書等の書類作成・送付に係る費用は対象となりませんのでご注意ください。

Q27 新商品開発は新型コロナウイルス感染症対策のものである必要がありますか、また自社にとっての新商品であればよいですか。

事業区分として、「①新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した新たなビジネスモデルの構築」、「②テレワークシステムの導入」、「③「ひょうごスタイル」における医療健康や社会課題の解決を担う先駆的技術・製品開発等」のいずれかに該当する必要があります。①で内製化による産地企業の新商品開発を想定しており、自社にとって新商品であれば問題ありません。

【事前着手のための承認申請・承認の結果通知】

Q28 事前着手が承認された場合、4月7日以降に実施した事業が対象とのことですが、4月6日に購入費用を支払った備品を4月7日以降に事業で活用する場合、この備品の購入費用は補助対象になりますか。

事前着手のための承認申請書をご提出いただき、事務局から事前着手の承認を受けた場合、4月7日以降の経費は補助対象として認められますが、4月6日以前の経費は対象になりません。

Q29 4月7日以降に実施し、6月11日（木）（申請受付開始日）までに、支払い済みの経費は補助対象経費となりますか。

事前着手のための承認申請書をご提出いただき、事務局から事前着手の承認を受けた場合、4月7日以降の経費は補助対象として認められます。

Q30 事前着手のための承認申請書は補助金交付申請書や事業計画書と同時に提出しても構わないのでしょうか。

他の申請書類と同時で構いませんし、事務局としては同時の方が有難いです。

Q31 事前着手が承認されたが事業が不採択だった場合、どうなるのでしょうか。

事前着手の承認が得られた場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。

Q32 事前着手が承認されなかった場合、交付決定前の経費はどうなるのでしょうか。

事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

【補助事業者の義務】

Q33 事業で整備した設備や購入した備品などの取得財産は、いつまで保存しておく必要がありますか。

取得財産等のうち減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数において、取得財産等管理台帳を整備保管しなければなりません。

Q34 支払い関係書類（請求書等）はいつまで保管する必要がありますか。

支払い関係書類等は、事業終了後5年間紙及びデータで保存する必要があります。

【応募申請にかかる留意点】

Q35 申請に必要な書類に記入漏れがあった場合、どうなるのでしょうか。

書類に不備があった場合、審査不可として不採択となる場合がありますので、記入漏れや添付漏れのないようご注意ください。

Q36 事業計画書の具体的取組内容が10ページを超えてしまった場合、どうなるのでしょうか。

10ページを超えたことのみをもって採択を判断するものではありませんが、可能な限り10ページ以内での作成にご協力をお願い致します。

【申請書類】

Q37 法人番号が分からない場合はどうしたらよいですか。

法人番号は、国税庁のサイトで検索できます。

(法人番号公表サイト「<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>」)

Q38 補助金交付申請書・誓約書は押印が必要ですか。

補助金交付申請書・誓約書には押印が必要です。押印した書類を PDF データとしてご提出ください。

Q39 本社の現住所と登記上の住所が異なる場合、どちらを記入すればよいでしょうか。

現住所を記載し、括弧書きで（登記上の住所：〇〇〇〇）と記載してください。

【添付書類】

Q40 確定申告書を郵送または電子申告等しているため、税務署の受付印や受信通知を受けていません。この確定申告書は提出書類として足りませんか？

税務署の受付印・受信通知がなくても問題ありません。

Q41 事業継続計画（BCP）の策定事業者として対象が挙げられているが、そのいずれにも該当しないが、事業継続計画は策定している場合は加点の対象とならないのでしょうか。

事業継続計画を策定していることが証明できれば対象となります。査証資料を添付していただきご提出いただければ内容を確認のうえ審査致します。

【その他】

Q42 概算払いが認められる場合はありますか。

概算払いは認めておらず、事業完了後、確定検査を実施のうえで交付額を確定し、補助金の請求に対して支払いを行います。